

2 番 廣田幸照君

議長（大西慶治君） 通告順 3 番、廣田幸照議員の一般質問を行いますので、廣田幸照議員は質問席へ移動してください。

2 番 廣田幸照議員。

それでは、通告順 3 番、廣田幸照議員の発言を許可します。

廣田幸照議員。

2 番（廣田幸照君） 議席番号 2 番の廣田幸照です。今日は 2 点にわたって質問をいたします。

まず最初に第三セクター道の駅奥伊勢おおだいの経営についてと題しまして、質問いたします。その質問の前に、少し枕としていろいろ申し述べたいと思います。まず最初に第三セクターを定義づけます。日本においては国または地方公共団体、それを第一セクターと申しますが、民間企業は第二セクターです。この共同出資によって設立した法人を指すことが多いと言われております。その場合は、多くは設立が比較的容易でその運営方式も自由な株式会社の形態を取る。また半官半民の中間的な形態が第三の方式という意味で、第三セクターと名付けられておるわけでありませう。

したがって、自立経営ができる見通しをつくり、第一セクターは株式売却という手法で、手を引くのが望ましい。こういうふうに総務省の見解が出されております。第三セクターの手法として利益追求を目的とする手法ではなく、もっぱら公共的事業をコストを抑える、コストミニマムに実行するための手法である。また株式会社形態である利点を活用することによって、第一セクターにかかる収支がいよう、多くの場合は赤字を軽減することでありませうが、可能となると。また施主である自治体から付託された公共領域の仕事を、最も効果的、効率的に実行するため、自主性を持ったプロ集団であるというふうな定義づけがされておると。

ところが、日本における第三セクターの置かれた状況は、膨大な債務を抱え

破綻する第三セクターが続出しております。また平成の市町村合併では、第三セクターの点検、処理については先送りされ、その進路を根本的に問うことにはならなかったという事実があります。公共施設の管理委託を受けている第三セクターではありますが、住民にとってのサービスの向上、低コスト化といった本質の検討がなされていないのが実情であります。また第三セクターが民間、主に銀行からであります。融資を受ける際に地方公共団体が債務保証をしていることが多いわけです。もし破綻をすれば地方公共団体がその債務を引き受けざるをえないこととなります。

さて以上の観点から、大台町が77%の株式を保有し、町長をして代表権を持つ取締役任に任じていることでも明らかであるように、第三セクターの経営には大台町は深く係わらざるをえないところであります。ところがその経営の実際を任されている道の駅、駅長の人事を質問いたしましたところ、会社内部の人事のことでもございまして、答弁を控えたいと答弁されたことは、大いに遺憾とするところであります。

そこで質問の1でございますけれども、管理会社として発足して5年、その後、株式会社として6年経過して、平成21年度、これは歴年でございまして、1月1日から12月31日までの1年間、この損失はこの議会で第三セクターの出資法人経営状況報告書というものが出されて、742万円の損失、赤字というふうに報告されております。その損失の要因はどこにあると考えられるか。質問いたします。

2点目であります。正社員が駅長のみでありました。ところが現在複数のパート職員、これを正社員にいたしました。18名だそうでございます。昨年、説明を受けた時には、それぞれの部門の責任者を正社員にするだというふうに聞いて、五、六人ぐらいかなと思いましたが、今年のこの報告書では18人の方が、正社員という処遇を受けております。もしその18人のうち、パートあるいはアルバイトで雇用していた場合と、現在の正社員の雇用になった場合の年額の給与の差額はどれぐらいになるのでしょうか。

3番目でございますが、平成20年度決算で初めて黒字が計上されました。68万3440円であります。シイタケやお茶、卵、野菜など地場産品を生産している農家の方、これは売上高で34%、委託販売業者数で言いますと、47%を占めております。つまり非常に小口が多いということですね。

その農家の方々は、平成21年度こそは大幅な黒字に転換できる。町におんぶされている状況から脱却できると期待して、日々その生産活動に励んできたのは、町長はご存じでしょうか。

4点目でございます。町外の業者の中には、農家から生産物を買取って集荷し、道の駅に委託販売する、いわゆる産地仲買的な商行為をしていると、こういう噂もございませぬ。もし事実であれば、20%の手数料のみで市場へ出すより有利であるというふうな思惑だろうと思うんです。この道の駅の設立の理念からいささか遠いのではないかと考えております。その対策を問いたいと思います。

5点目でございます。従業員数30名以上を要し、大きな雇用の場を提供しております。また土地建物の賃貸料として、数百万余りを町に支払っていること。これは施設の更新や充実のために積み立てられて、この施設の持続性に寄与しているところであります。このことを考えると道の駅の果たしている役割は大きいものがありますが、先ほど紹介した総務省の見解のように、株式売却等々で自立させていくような、こういうような方向性は考えておられるのでしょうか。

6点目でございます。社長兼駅長の選任につきましてお尋ねいたしますが、3月議会、私の質問に対しまして、町長は会社内部の人事のことでもございまして答弁は控えたいと答えられました。これはその後、第三セクターで宮川物産の経営責任者の選任に対しては、3月15日付けの回覧文書で、みやかわ物産責任者（臨時職員）の募集についてという形で、公募がなされました。私の記憶に間違いがなければ、現在の新駅長は公募はなされておられません。ところが宮川物産の場合は公募と、先ほどの町長の答弁との整合性はどこにあるのか

とお伺いしたい。

77%の出資をする大台町、この会社の代表権を持つ町長、そしてまた町民の代表たる議員が、取締役社長の選任について質問をして、その経緯を正したいとする質問に、会社内部の人事のことでもございまして、答弁を控えたいとされた根拠はどこにあるのか、以上、質問いたします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは、道の駅奥伊勢おおだいの経営についてお答えをいたします。この道の駅は第三セクターの道の駅奥伊勢おおだい株式会社が運営をしております、私一人が代表取締役を務めていたわけではありますが、今年の2月26日に開かれまして取締役会におきまして、大台町商工会長の余谷文義氏が、代表取締役に選任をされました。2名の代表取締役を置き運営を行っておりますので、まずご報告を申し上げたいと存じます。

1点目の平成21年度の742万円の損失の要因についてでございますが、平成20年2月惣菜加工場を開設したこと。また飲食に手作りメニューを増やしたこと、あるいは企画広報部門強化のため、新たに職員を配置したこと、従業員16人の待遇を社員対応にしたこと、現在18名でございますが、対応にしたこと。介護休暇取得の職員の職場復帰をしたことなどによる人件費の増などが、主な要因ではないかと考えております。

このようなことからレジ、厨房、屋台、惣菜加工場の部門別に人件費、人員配置、仕入れ価格、売上額、施設管理費などを調査し、その部門のどの部分が、不採算の原因かを分析し、最小限の人員配置で効率的な運営に努める改善に取り組んでいるところでございます。

2点目のパート職員を正社員にしたことによる人件費の差額についてでございますか、平成21年4月よりその運用を開始したことから、さっきの第6期決算では約73万円が増額となっております。

3点目の生産者の皆様の経営安定に対する日々のご努力についてでございますか、この道の駅は旬の新鮮な野菜が販売されていることから、多くの人々に

利用されておりました、これも生産者の皆様の日々の絶え間ない栽培努力によるものであることは、十分認識をいたしているところでございます。今後とも品質向上や安全、安心をモットウとした生産物への取り組みをしていただきますように、お願いをするものでございます。

4点目の仲買的な商行為をしている委託販売業者があるところのご指摘に対しましてですが、この道の駅の取扱商品は、大台町、多気町、大紀町に在住し、みずからが生産、製造、加工されたものが基本で、会社の委託業者の規約にも規定されており、指摘が事実でございましたならば、規約違反とる行為でございます。会社に確認をいたしましたところ、そのような事実はないとの報告を受けましたんですが、さらに詳細に調査するよう指示をしたところでございます。事実確認を調査し、その結果により指摘が事実でございましたならば、是正するような指示をさせていただきたいと思っております。

5点目の今後の方向性についてでございますが、設立当初の目的であります、地域農林水産物の販売や地域産物を取り入れた食材の提供による地域の活性化を図ることを基本として、生産者の皆様と連携して、地産地消も合わせて運営に努めるよう図っているところでございますし、そのような日々の活動が生産者の健康を保持し、いきがいを創出するという多面的効果、あるいは公益性等の発揮も期待できるものでございます。

また30名の従業員を抱える地域の雇用の場でもございまして、町としましても自立した健全運営が図れるよう指導、助言に努めていきたいと考えております。

6点目の駅長の選任についてでございますが、この「道の駅奥伊勢おおだい株式会社」は、設立時より駅長が取締役を兼ねる体制をとっておりまして、株主総会の選任決議が必要となりますことから、この2月26日に開催されました取締役会において、取締役候補を選任し、同日開催されました第6期定時株主総会において、取締役が選任をされ新駅長が就任をいたしました。役職名につきましては、これまでの「駅長兼取締役社長」から、「取締役兼駅長」に変

更いたしております。なお、その人選につきましては、会社役員で協議したものでありますことから、答弁を控えさせていただいたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

一方、「宮川物産」につきましては、現場の責任者が取締役を兼ねる体制をとっておりませんので、一般公募により選考を行ったところでございますので、ご理解をお願いし答弁といたします。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） 町外の業者から仲買的な云々というふうなことは、そういうふうな事実はないという駅長からの返事でございますね。東海地方を中心にして、30数社を持っている農業関連の商品を扱っている会社がございませう。この会社が米の販売をいたしております。どういう形態であるのかお調べをいただきたい。例えば委託生産をして、それを全量買い取ってやる。それもまた先ほど申しました仲買的な商行為でないのかどうかということにもなりますし、その他、2、3の業者もございませう。十分お調べいただいて、設立当初の道の駅おおだいの理念をお通しいただきたい、このように思います。

それから、道の駅の駅長人事でございます。取締役会で決まったということで、宮川物産とは違うんだという返答でございますけれども、この管理会社として発足する時には、3名の応募者があって、そのうちから前の駅長が選ばれたというふうに聞いておるわけです。その辺、時間がたてばいろいろ編集する部分もあるかと思うんですけども、これはもしお答えいただけるならば、どのような考え方でそういうふうな取締役会だけで決めたのかということもお聞かせいただきたい。

それから、町民が一番心配しているのは、結局その道の駅が赤字になって、町が今赤字補てんを補助金とか、出資金とかいう形でやられているわけですが、これが本当に町民のために、生産者のためになっているのかということでもあります。先ほど言いましたけれども、正社員にする時に、これはいいことだと思ふんですよね。雇用の安定につながっていきますから、それで各部門

の責任者を云々と、こう言っていたんで、5、6人だろうかなと思っていたらば16人、今は18名ということで、この営業報告書の中に当社の今期の、つまり昨年度ですけれども、売上高は3億4323万8000円で、前期として増収して、目標でありました3億4300万円を達成することができましたと、こう書いてあります。売上は達成できたということは、それをもって経営が健全になるということを目標にしてやっておるはずですよ。

ところがもって赤字になったと、742万円の赤字になったと。これはいささか理屈にあわないわけですね。当初、5、6名だろうという部門の責任者を16名にした、この計画性のなさというのが、その赤字の大きな要因であろうかと、こう思うんです。ただ町もいろいろ考えていただいてまして、本年の3月の議会で予算として農林水産業費、山村振興推進費云々ということで、農林水産物直売施設設備補助金として、道の駅にPOSシステムを導入するために450万円の予算化がされました。これが7月から稼働しています。その日の売上状況が4回ですけれども、メールで配信されて、早い時期に売り切れれば、さらに追加出荷をします。これをもって農家の売上もふえるし、また来られたお客さんに不満足な形にならないという形でありました。

生産者は携帯のメールが鳴るたびにチェックして、非常に生産意欲が上がっているというふうなことも聞いております。道の駅にとっても生産者にとっても、いい結果が出ているだろうと思うんです。平成19年12月議会の一般質問で私は、南三重の玄関口として、紀勢自動車道のパーキングエリアの問題など、地域の活性化に各自治体の知恵比べが展開されていると。この時期に道の駅奥伊勢おおだいの果たすべき役割を考える時に、主力である野菜を主とした農産物の充実を図ることが大切であるということで、今、何が売れているか。携帯電話で居ながらにしてチェックできるPOSシステムの導入とか、簡単にできる具体策を実施してほしいというふうなことを要望いたしました。

2年たってやっと実現したわけでありましてけれども、もう1点、11年経過をして設立当初のメンバーは11歳、年をとっているわけです。高齢化してい

るわけです。もう私ら年とったから道の駅まで荷物が運べないと、ご近所に配っているんだというふうな方もたくさんいらっしゃいます。この平成19年12月議会にもう一つお願いしたいのは、各零細な農家の庭先集荷に回れるような体制はつくれないのか。これは人件費増にもつながるかもわかりませんが、お互いに生産者同士が連携することもできるかもわかりません。そういうシステムについて検討するおつもりはないか、お聞かせをいただきたい。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） ありがとうございます。この委託販売について、具体的に上げられたところもでございますので、そこら辺の調査というのを綿密にやるように指示をいたしたいというふうに思います。またほかにも2、3あるようでございますので、そこら辺にも注意をしながら、この委託業者の規約という部分もでございますので、それに合致しているのかどうか、確認をいたしていきたいというふうに思っております。

また人事の関連でございます。これは会社の中で、そのような取扱にさせていただいたところでございます。前駅長につきましては70歳というふうなこともあって、ご退任をいただいたというようなことでございますが、これだけの業務を切り盛りせんならんと、こうなりますと、やはりそれなりの人材というふうなものも必要でございますので、私のほうから指定をするというふうな形の中で、取締役会をお願いをしたと、こういうふうなことでございますので、その点、ご理解いただきたいと思っております。

また町民の皆さんが赤字になって、町におんぶに抱っこというふうなことで、大変ご心配をかけておるようでございますが、ご案内のように運営補助金、あるいは施設整備等の支援についても、他の財源があればその基金を使わずにと、いうふうなことでもございますが、まずはその基金というふうなものを持って、対応いたしておるというふうなことでございます。その基金そのものは会社からの地代、家賃というふうなものをいただく中で、町に担保して、町からまたそれを持って支援をさせていただいておると、こういうふうなことでございま

すので、この運営に対して非常に心配をいただいておりますが、大変ありがたいことだというふうに思っているところでございますが、今後、生産者の皆さんも当然頑張ってもらわなあかんわけでございますが、我々もその健全経営に向けてやっていかななくてはならんと、こういうことを思っているところでございます。また先ほども申し上げましたんですが、やはり良質な品物を提供して、やはり消費者の皆さん方も喜ばれるような、そういう道の駅というものの実現を目指していかねばならんと、こう思っているところでございます。

また庭先集荷というようなことで、ご質問がございました。確かにそこまで利便性を図っていきますととなりますと、高齢化もしておるという状況にかんがみながら、対応も考えていくことも大事なかなというふうに思います。しかしその量的なものがどのくらいあるのかというふうなことでございますが、現在、この車の免許を持たれている方がまだまだ多いというようなことでもございすので、この中には持っていけないというふうな方もみえるかと思えます。ただその方たちは、これまでもやはり隣近所の方たちにも、お世話いただきながらやっていた部分じゃないかなと、こう思っているところでもございす。

そういうようなことで、安定出荷もさることながら、隣近所の皆さん方で、助け合いをしていただくという一つのコミュニティーの造成というようなことも、非常に大事なことでございすので、そういうようなことで、一緒に納入をしていただきますと、大変ありがたいなとこう思っておりますので、そこら辺を一つよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） この施設は管理会社として設立されましたわけですが、当初、個性豊かな賑わいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。こういうふうな目標を掲げておるわけですね。そのためにはより開かれた経営を目指す必要があるわけですね。今年の出資法人経営状況報告書

の中の道の駅奥伊勢おおだいのところを見ますと、そして販売費及び一般管理費を見ますと、確かに人件費がふえておりますけれども、その分、人件費以外の部分がかなり圧縮されておるんです。

そして一昨年の部分と比較しますと、わずかに8万913円増加しておるわけです。販売費及び一般管理費、そこでどこにこの742万円の赤字の原因があるかと、一昨年と比較しましたところ、一昨年は特別利益として町補助金1600万円が入っておりました。そのために68万何がしかの利益になったわけです。つまり第三セクターがいつまでも町の補助金を頼りに経営を続けているということは、自立経営ができる見通しをつくり、第一セクターは株式売却という手法で手を引くのが望ましいとした総務省見解を、いつまでたっても達成できないこととなります。いつまでたっても町の補助金でもって、やっと運営ができていくという形になるわけです。

そこで一つ提案をするんですけれども、町民を対象とした1株株主というものを公募して、町民が盛り上げていく道の駅おおだいとしたらどうですか。経営安定にもなりますし、自分たちの道の駅だという意欲も生まれてきます。また増資の手段にもあるわけですね。こういうことをやって、経営の安定を図るお考えはないか、最後に質問いたします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） ありがとうございます。

この1株株主の公募でございますが、生産者の皆さんには日々栽培努力とともに、会社の経営面についても大変お気遣いをいただいておりますということで感謝をしているところでございますが、この出資につきましては行政あるいは商工団体等、金融機関も含めて出資をいただいておりますところでございます。町民の皆様に出資を呼びかけるというふうなことになりますと、町としてまずは1000万円の出資をさせていただいておりますけれども、これもう町民の皆さんの税金を頂戴して出資をさせていただいたと、こういうようなことでございまして、言い換えれば、町民の皆さんのご負担であると、こういうようなこと

でございます。これは生産者のみならず、広く1万人余の町民の皆さんの税金を使わせていただいておりますので、この点の一つご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

ただ本議会の補正予算におきましても、1600万円の増資というようなことで、これは借入金の対応というふうなこともございまして、振り替えて増資のほうに予算の組みかえをしているところでございますが、そのような対応でございまして、その点、ご理解をいただく中で、この町民の皆様が道の駅を、さらに盛り上げていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） それでは、2点目の限界集落対策を遂行している大杉谷支所の事務手続きの不備について、質問をいたしたいと思っております。

少子高齢化と一括りに言われますけれども、大杉谷地区はつねづね町長が言われているように、最大の人口の時よりも10分の1になっておると。高齢化率は60%をはるかに超えてきたというふうなことで、昨年度から大杉谷支所の人員を所長以下4名に増員して、国の限界集落対策を受けて、いろいろな施業を行っているところであります。人口動態というのは、大きな流れの中でのことでありまして、それを何とかくい止めるような、そういうふうな施策というのは、非常に労を多くして報われることの少ないことであると。非常にご苦労なことだところと考えております。

これが、この本年2月18日でしたかね、この大杉谷支所のいろいろな補正について出てきまして、いろいろ見させていただく中に、ちょっと変なところが見つかりまして、解明するために大杉谷支所まで出向いて、いろいろな資料をいただいた。それで、大杉谷故郷写真集作成業務の委託契約書が、2月18日の議会の補正で追加したんですね。ところが支所へ行って、この契約書のコピーをもらいましたところ、2月1日の契約になっておるわけですね。しかも当初予算の30万円ではなしに、補正で通りました6万8000円、契約はそ

れを加えて36万7500円ということになっております。で、これはどういう理由なんだろうという質問をいたしました。3月議会で町長は「詳細を説明させていただきたいというふうに思いますが、十分注意させていただきたいと思います」というふうに述べられて、この文言からいきますと、全然意味がとれなかった。これ議事録でしました。詳細を説明させていただきたいということですから、詳細を今回伺って、この私の疑問を解明いたしたいと思えます。

その際に、支所に伺った時に、いろいろコピーもいただきました。先ほど申しましたように、国の支援を受けてさまざまな施策を展開して、職員も増強され、一定の成果を収めつつあるというふうに評価しています。地区の人もあの子たちはという言い方ですから、あの子たちはよくやってくれておるといふような評価をいただきます。

ところが、その事務的処理が適正に行われておるのは、到底認められない状況なんですね。平成21年度の決算審査意見書、これは本議会で出されておりますが、監査委員から一部の委託契約の処理について、会計規則に沿って処理されていないものもあるので留意されたいと記述されているわけです。これは多分この部分で私が指摘しておる部分であろうと思うんですが、その事項、幾つかあるかと思うんですけれども、その事項と改善実績についてご答弁をいただけたらありがたいと思えます。

例えば、30万円未満は支所長の権限で決済ができるというふうに伺ってありました。それを超えて50万円未満は副町長決済が必要というのに、副町長決済がされてないとか。会計規則で2社以上の合い見積もりが必要とされている事案で、手続きがなされてないとか。私はちょっとチェックさせてもらったところで、19項目間で18項目にわたる不備があったというふうに認識しております。その事項と改善実績について、ご答弁いただけたらありがたいと思えます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは、大杉谷出張所の事務手続きの不備についてお答えいたします。

この件につきましては、第1回定例会の一般質問で大杉谷出張所が発注をいたしました各種の委託事業の処理に不適切な点があったとのご指摘でございました。議員ご指摘のとおり、委託契約書等の日付の記入漏れや、印漏れなどの事務的な処理ミスが多々あったわけでございます。

また2月1日付けで契約をいたしました大杉谷故郷写真集作製業務委託契約につきましては、2月18日に成立いたしました補正予算が含まれた額で、契約を行っていることのご指摘でございました。今回、さまざまな委託事業がございまして、その中で事業費の増があったり、減があったりしたわけございまして、一時的に予算の不足が生じたことも事実でございます。本来は地方自治法で認められております、目内流用を行うべきところを怠っていたわけでありまして、今後はそういうことのないように十分注意を払ってまいりたいと存じます。あわせて町民の皆様に対しお詫びを申し上げる次第でございます。今後はこのような事案が再発しないよう、職員に対し改めて厳しく指導してまいりたいと存じます。

2点目の監査委員による指導監査につきましては、4月26日に大杉谷出張所のほうに出向いていただきまして、種々ご指導をいただいたところでございます。その指摘事項につきまして、答弁をさせていただきます。日付や印漏れなど口頭での指摘事項を除き、文書での指摘事項は次の6項目でございます。まず1項目は6月に補正予算を計上したにも係わらず、事務執行が遅いのではないかというご指摘でございました。この件につきましては、県の補助金の関係や地域調査をした上で、その結果に元に他の事業に着手をしておりますことから、極端に遅延しているとは言いがたいが、今後速やかに事業を推進するよう努力されたいとのご指摘でございました。

2項目は、事務決済規定の第3条、決済がされていないのではというご指摘でございます。この件につきましては、決済はされているが、訂正印の漏れや

日付の未記入があるため、書類に不備のないよう合議の際に確認するようされたいとのご指摘を頂戴したところであります。

3項目は、予算の編成及び執行に関する規則の21条、支出負担行為の整理区分による支出負担行為の時期が適正でないのではとのご指摘でございました。支出負担行為、契約日の日付は節内に予算がないため、目内流用の手続きが必要であるが手続きがされていない。しかし今回は起票日を補正予算の配当日や減額処理後の日付で、伝票を処理していることにより、予算に余裕ができ機械的には伝票処理が可能になるため、処理をしてしまっているということで、実勢の契約日であれば支出負担行為はできないということでございます。

今後は契約の日付と予算の確認をした上で、起票するべきで節内に予算がない場合は、予算流用した後に処理されたいとご指摘を頂戴したところであります。

4項目は会計規則184条の見積書の提出による二人以上の見積書の添付がされていないのではないかとのご指摘でございます。

また5項目は、会計規則187条、随意契約の範囲の金額を超えているのではとのご指摘と、1社と契約する場合の理由が正当かどうかとのご指摘でございました。この故郷写真集作製業務委託事業及び防災マップの作製業務委託事業にかかる業者選定を、1社見積もりとした理由につきましては、この1社が宮川村当時に発注した観光パンフレット等のデータを多く保管しておりまして、防災マップの原図や写真集が利用可能であるということであり、他の業者の場合ではデータ化に相当コストがかかるという理由で、随意契約したということでございます。

しかしこれにつきましても、随意契約の理由も具体的でないことから、今後は指名願い等により見積書を徴集されたいとのご指摘でございました。なお大杉谷自然学校につきましては、本出張所が取り組んでおります地域活性化の一翼を担うものでありますことから、本学校と契約すべきと考えるが、その理由を具体的に記載するようになされたいとご指摘も頂戴いたしております。

6項目に情報公開条例の規定に基づいた文書の開示がなされていないのでは

ないかのご指摘でございました。調査に訪れた議員に契約書のコピーを渡しているが、情報公開条例に沿って公開をされていない。また第三者契約の相手方があるのに、その者の公開に関する意見も聞いていないので、今後は条例、規則により対処されるようというご指摘がございました。

以上、6点について文書により監査委員からご指摘を頂戴したところであります。今回の事案につきましては、誠に申しわけないことだと思っているところであります。監査委員さんからのご指摘を真摯に受けとめ、今後はどのようなことが再発しないよう、改めて全職員に対し厳しく指導をしてみたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） 監査委員さんのご指摘に基づいて、細かく述べていただきました。詳細を説明させていただいたというふうに受け取っております。本来は目内での流用は可能なんですかね、これが今まで目内の流用をせずに、補正でやられておるということで、こういうことになったのかなと思いますし、また職員の仕事ぶりを見ていまして、この契約書は2月28日が履行の期限でございます。そして2月1日に契約をしたという形になっています。議会の補正が2月18日に通過をしておるということで、時間的に非常に切羽詰まっておるということで、そういうことになったのかなという理解をするわけですし、また先ほど町長が申されましたように、さまざまな資料を駆使して、なるべく安くあげようということで、職員の間でいろいろ努力されていたというふうな形跡も見えるわけですが、やはりこういうことはきちっとしておきませんか、いけないのかなと。なぜこういう不備が罷り通ったんだろうというのが、一番最初、契約書等々を見た印象であります。

職員の資質に問題がないとすれば、これは組織自体に問題があるのかなというふうなことでありまして、これちょっとおかしいよと、ルールを外している指摘をやっぱりその都度なされないといけないんじゃないかなと、こういうふうに思います。先ほどの答弁で少しそうなのかなと思った疑問点があるんです

が、議員が調査に行った時には、公開、文書公開の手続きを経てやる必要があるのかどうか。ちょっとその議員の調査権というものをどうお考えなのか、ちょっと私理解に苦しむところであります。できればこの場で説明いただくか、あるいは説明できないならまた改めて調査をさせていただきたいと思います。

わずかな金額でめくじらを立てるようではございますけれども、町民感情としては少しの予算付けてくれたらなと思うところでも、予算がないからと言って断られることが多いわけでありまして。こういうふうな事務処理が通っていくということは、町民を置き去りにしたまま事務執行のみが優先されているというふうな印象を受けたわけでありまして。この辺について町長のお考えをお伺いします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） まずこの手の事務執行は、本当に地方自治法あるいは会計規則等で、基本中の基本でございます。こういったようなことに対して、遺漏な点が多々あったということで、まずはお詫び申し上げねばならんと思っております。今後もやはりそういった基本という、本当は何をどのようにすべきかというふうなことは、当然これは知っておかねばならないことでありまして、新しく入ってきている職員に対しても、きちんとやっぱり指導するというふうなことも、これも上司の役割でもございます。そういったようなこともある中で、そういう責任観念というものもしっかりと持っていたかかねばならんと思っているところであります。

この町民置き去りというふうなことで、しているというふうなことでは決してございません。当然、議会のご審議もいただいて、その事業に対して節まで細かく事業を羅列しながら、それに対して基礎数字として予算というものが設定をされて、そして目の金額なり議決事項であります款、項の金額にまで、上がってきておると、こういうふうなことでございます。そういう中で節の中で、過不足がございまして、当然全体に予算があればそれは流用可能と、こういうふうなことでもございますので、決して置き去りにしながらやっているとい

うことではなしに、全然認められていない新たなものをそこへ加えてくるとい
う、そういうことではございませんので、認められた事業に対して、それに過
不足が生じたと、こういうようなことでもございますので、その点は手続き的
にはおかしいところがありましたものの、根本的には間違っていないというよ
うなことでございます。

そういうことでございますが、議員調査権のことについてもちょっと勉強も
させていただきたいと思うんですが、この点については条例、規則によって対
処するよという、こういうご指摘も頂戴をしているところでもございます
ので、そこら辺はやはり議員調査権と公開条例との差異と申しますか、そうい
ったものはやはり調査、勉強してみやないかと、こう思っているところでご
ざいます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） 少し話を変えますが、高知県に土佐山村というのがご
ざいます。今は合併されて高知市になっているわけですけれども、ここの収入
役が12億円の公金着服が発覚いたしました。2000年12月に懲役12年
の判決が下されました。

これは本人が競輪だと思ふんですが、ギャンブルにのめり込んで、またほか
の女性問題もあってということでございますが、その判決の中に町の責任を問
う部分がございました。その収入役の計画的、悪意のある犯行であるとして、
町の責任は問えないということを書かれておりますが、ただ取引銀行でないと
ころから4行にわたって借入金、それには公印を使っているわけです。収入役
室で銀行と折衝をして交わしたと。こういう事案がございます。

この契約書でも2月1日の契約文書の中に、大台町長の印というのが押され
てございます。これを見て公印はこんなに自由に押せるのかなと。あるいは自
由に押されるんでなかったら、何か理由があったんかなと、こういうふうと思
っております。その理由をあったら聞かせていただきたいというわけですが、
町長ははたある事態をどのような手法で回避するおつもりなのか。具体的に職

員に指示した、どのような文言を使われたのか。最後にお伺いをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） 十年数年前にそういう多額の詐欺事件と言いますか、そういったような横領事件が発覚したということでございまして、私もかすかに記憶があるわけなんでございますが、やはりそこで町長印なり、そういったようなものを使用できる。そういう立場にあるという、そのことと。

そしてまたその決済を受ける、そしてまたそれを後々の町が借り入れておるとい、そのことについての監査の機能なりシステムなり、そういったような、そしてまた自浄機能といえますか、そういったようなものが全然働かなかったという盲点をついたような形になってきているわけなんでございますが、我々この点については、それは絶対ないということで、これ断言はできるわけでございますが、それがための監査であり、そしてまた決済でありというふうなことでございますので、これは心配をしていただく必要はないかと思えます。

ただそういうような取扱いが、ややもして間違っていきますと、町民の皆さんから見れば例えば30万円の予算が、36万7500円で、6万7500円やないかというふうな、たかがというふうなことでありますけれども、町民の皆さんから見れば、それはされどということだと思えます。それで367万5000円だったらどうなんやということになって、大事やないかという、そういう思いを我々としてもしっかり持っておらないかというふうなことでございます。

そういうことで十分注意をしていかなければならないところでございますが、また私のほうからこの指導していくということについて申し上げているところでございます。今後、当該職員そしてまた全職員に対して、そのような取扱いのないように十分な注意はして、また指導はしていかなければならないと、こう思っているところでございますが、こういう早く言えば、こういうふうなことで一々言うようなこと自体が、もう情けないようなことでございます。

そういうことでこんなのはイロハのイでございまして、そういったようなことをきちっと踏まえた上で、通常の業務が展開をされていくというようなことでもございますので、これは本当にじくじたる思いがしているところでもございます。そういう意味で町民の皆さんにお詫びを申し上げなければならない事案でもございますけれども、今後十分注意しながら、それこそ基本をきちっと確認し、認識した上で進めていかなければならないと、こういうようなことでございますので、いろいろな事業がこれからも展開をされますが、その都度、留意しながら見ていきたいというふうに思っているところでございます。

こういったことによって、他の職員が一生懸命になって、いろいろな法令を遵守しながらやっていることまで、傷がついていくというふうなことに、非常に辛い思いもしているところでございますが、そういうことのないように今一度引き締めてまいりたいと、こういうふうに思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 廣田幸照議員の一般質問が終了しました。

議長（大西慶治君）

しばらく休憩します。

再開は13時ジャストとしまして、午後1時といたします。

（午前11時38分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
